(3) 管理者等及び監事の任期について、二年を超えない範囲内で定められていること。
(4) 集会を年一回以上開催する旨が定められていること。
(5) 区分所有者名簿及び居住者名簿の作成及び保管並びに年一回以上の更新について定められていること。
(6) マンションの適切な管理のため、管理上必要なときの専有部分等への立入り及び保存行為の実施の請求並びに災害等の緊急時の専有部分等への立入り及び保存行為の実施について定められていること。
(7) マンションの適切な維持修繕のため、修繕等の履歴情報の整理及び管理等について定められていること。
(8) 管理組合の適正な業務運営のため、管理組合と管理者等及び監事（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引を防止するための規定が「マンション標準管理規約」（管理業者管理者方式を採用している場合にあっては、「マンション標準管理規約管理業者管理者方式を採用する場合の書き換え表」。以下この項において同じ。）に準拠して定められていること。
(9) 区分所有者等による集会招集の円滑化のため、区分所有者等の集会の招集の請求に係る規定が「マンション標準管理規約」に準拠して定められており、かつ、当該規定において区分所有者等の負担を加重する事項が定められていないこと。
(10) 区分所有者等による合意形成過程の適正化のため、「マンション標準管理規約」において集会の議決事項として掲げる全ての事項が集会の議決事項として定められていること。
(11) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理組合の財務及び管理に関する情報の書面の交付又は電磁的記録の提供について定められていること。
(12) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われる旨が定められていること。
(13) 修繕積立金会計から他の会計への充当が行われない旨が定められていること。
(14) 修繕積立金の滞納者に対し必要な措置を講じる旨が定められていること。

2　長期修繕計画の案の作成及び見直し等

長期修繕計画の案を次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 長期修繕計画の案が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成されていること。
(2) 長期修繕計画の案の作成又は見直しが法第五条の十五第二項の認定の申請の日前五年以内（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、従前の認定を受けた日から当該申請の日までの間）に行われていること。
(3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、計画期間内に大規模修繕が二回以上含まれるように設定されていること。
(4) 計画期間全体における修繕積立金の総額が計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額を下回らないように設定されていること。
(5) 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
(6) 計画期間の最終年度に借入金の残高がないように設定されていること。
(7) 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。